

令和6年4月19日

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池 義 治 殿

国立大学法人北海道大学理事
行 松 泰 弘

赴任旅費（移転料）の取り扱いに関する要求について（回答）

令和6年3月21日付けで要求のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1. 本学において、赴任旅費で支給される移転料を規定額の3倍を上限として実費支給する等といった国家公務員と同様の運用がなされているかについて、明らかにしてください。

(回答)

令和5年度までは、本学の赴任旅費においては、国家公務員と同様の運用は行っておりません。

2. 上記「1」の回答において、国家公務員と同様の運用がなされていない場合に、国家公務員と同様の運用かそれに相当する運用を、2024年4月の赴任に伴う支給から速やかに適用させてください。

(回答)

赴任旅費（移転料）の見直しについては以前から検討を進めていたところであり、令和6年4月から赴任旅費（移転料）の定額を超える場合に実費支給を認める通知を発出しました。